



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 93/2018年9月号

発行日：2018年9月12日

酷暑に加え、台風、地震などが続いた日本列島ですが、一方で景気が良好な業界の話も耳にいたします。年末に向けて、より一層力を入れている会社もあると思います。悪いニュースも吹き飛ばし、日本列島を元気にしていきましょう。

I. 最新情報（2018年8月1日～2018年8月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2018年 8月27日	意見	「会社計算規則の一部を改正する省令案」に対する意見	2018年7月27日に法務省民事局参事官室から「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この省令案に対する意見を取りまとめ、2018年8月21日付けで法務省民事局参事官室に提出いたしましたのでお知らせします。	—

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2018年 8月31日	実務 指針	業種別委員会実 務指針第40号 「金融商品取引 業者における顧 客資産の分別管 理の法令遵守に 関する検証業務 の取扱いについ て」及び業種別 委員会研究報告 第7号「金融商 品取引業者にお ける顧客資産の 分別管理に関す る合意された手 続業務につい て」の廃止につ いて	<p>2016年7月19日に日本証券業協会（以下「日証協」という。）の「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」（以下「規則」という。）が改正され、金融商品取引法第43条の2第3項における分別管理監査は保証業務に統一されました。この改正については猶予期間が設けられ、この改正の施行の日前に改正前の規則による合意された手続業務に係る分別管理監査を受けていた日証協会員については、2018年3月31日までの間の日を基準日として実施する分別管理監査については、なお従前の例によることができるとされておりました。</p> <p>今般、当該猶予期間が2018年3月31日をもって終了し、猶予期間の最終日である2018年3月31日を基準日とする分別管理に関する合意された手続業務の報告書の日証協への提出期限（2018年7月31日）が経過したため、改正前の規則による分別管理監査に対応する業種別委員会実務指針第40号「金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて」及び業種別委員会研究報告第7号「金融商品取引業者における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について」を2018年8月21日付けで廃止いたしましたので、お知らせします。</p>	—

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

企業会計基準委員会（ASBJ）は、IFRS第16号「リース」等を対象としたエンドースメント手続を実施し、平成30年6月18日に、修正国際基準の改正案を公表しています。リース業界、リースを利用する企業にひと時の話題となりましたため、簡単に触れたいと思います。

1. エンドースメント手続とは??

まず、「エンドースメント手続」という言葉を聞きなれないかたもいるかと思えます。

「エンドースメント手続とは、IASB（国際会計基準審議会）により公表された会計基準及び解釈指針について、日本で受け入れ可能か否かを判断した上で、必要に応じて、一部の会計基準等について「削除又は修正」し、金融庁において指定する仕組みのこと。」（Lotus21より）をいいます。

2. 修正国際基準の位置づけ

修正国際基準は、上記のエンドースメント手続をえて、IFRSを日本向けに「削除または修正」されたものです。ただし修正点が多すぎるとIFRSとかけ離れたものになってしまうため、現段階でIFRSとの相違は、のれんの償却、株式売却損益のリサイクリングの、主に2点のみとなっています。

にもかかわらず、国際的な評価としては、修正国際基準はIFRS修正基準ではなく、「日本独自の基準」と評価され、当初「日本版IFRS」という名称の予定がそれすらできなくなったという、中途半端な基準となっています。

3. 昨今の流れ

しかしながら、昨今の日本基準自体の改正は、収益認識や退職給付に係るものなど、世界的な動向を反映したものが多く見受けられています。修正国際基準の動向を把握することで、今後の日本基準の改正の傾向を知ることができるということです。また、ASBJは2016年8月に、今後の日本基準開発の基本方針「中期運営方針」を公表しており、その中でリース基準に関する国際的な動向との違いを指摘しています。近い将来、日本のリース基準へのコンバージェンスの可能性は高いと考えられています。

4. IFRS第16号「リース」のエンドースメント手続結果

ASBJは、実務上の負担などを検討したうえで、次のように検討結果を示しています。

「IFRSが適用される各国又は地域からは重要な指摘はなされておらず、現在、IASBにおいて特段の見直しの動きはない。IFRS第16号の適用準備が進む現時点においては、国際的な議論を喚起するために意見発信することは難しいと考えられ、「削除又は修正」を行わずに受入れ可能と判断した。」

5. IFRS第16号「リース」適用による影響

現行リース基準から、IFRS第16号「リース」を適用した場合の主な影響は下記のとおりです。

- ・ファイナンスとオペレーティングリースの区分が廃止され、全ての借手リース契約に対して開示が必要になる。

- ・認識の免除規定を採用している短期と少額資産リースは、これまで開示情報として必要がない項目であったが、今後は開示対象に含まれる。

- ・オペレーティングリースであるために支払リース料仕訳で完結していた処理も、オンバランスされ、減価償却費と利息に分けて仕訳を起票する必要がある。

- ・従来、費用処理をしていたオペレーティングリース契約が全てオンバランス化されるのに伴い、売上や利益などに影響を与えることなく、資産のみ増額されることから、適用する全企業のROA（Return On Asset：総資産利益率）は低下すると想定される。

- ・オペレーティングリースに係るリース費用は、従来は販管費等に計上されていたが、今後は使用権資産に係る償却費と利息費用に分けて計上される。そのため、利息費用は金融費用として営業外費用となることから営業利益は増加する。

6. おわりに

筆者の経験上ですが、リース契約に関して、特にオペレーティングリース取引として費用処理のみしているような取引などは、契約管理、物品管理などを徹底している会社は少ないと思われます。急な会計基準改正にも対応できるよう、リース契約管理について、今一度見直してみたいはいかがでしょうか。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703